

# 意見書

平成24年8月16日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
氏名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

領域	頁	意見
第1編第1章 移動系通信	1頁 5頁	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第1節 移動系通信(音声通信、データ通信)の市場画定</p> <p>1. サービス市場の画定</p> <p>(2)③ ただし、本章第2節第1項で見るとおり、現時点においては、「移動系音声通信市場」及び「移動系データ通信市場」の契約者数や事業者別シェア等を比較するとほぼ同じ状況にあることから、当面、両市場の競争状況の評価に当たっては「移動系通信市場」として一体的に取り扱うこととする。</p> <p>～(略)～</p> <p>第2節 移動系通信市場(音声通信、データ通信)の分析及び競争状況の評価</p> <p>2. 具体的には、評価のための指標として、以下のとおり、従来の基本データに加え、近年の移動系通信市場の動向を踏まえ、評価に当たって勘案すべき要素について分析を行い、評価を行うこととする。</p> <p>(1) 基本データとして、</p> <p>① 市場の規模(契約数、売上高等)、事業者別シェア(注)</p> <p>(注) 移動系通信全体とともに、音声通信、データ通信別の動向も把握</p> <p>② 市場集中度</p> <p>③ 料金(料金体系、料金プラン、ARPU の推移)</p> <p>(2) また、評価に当たっての勘案要素として、</p> <p>① MVNO の動向</p> <p>② SIM ロック解除の状況</p> <p>③ 番号ポータビリティの状況</p> <p>④ 移動系と固定系の連携サービス、VoIP、M2M の動向</p> <p>⑤ データ通信専用端末等の動向</p> <p>⑥ ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係</p> <p>について、事業者アンケートや利用者アンケート等の結果も踏まえつつ分析を行う。</p>

第1編第1章 移動系通信	28頁	<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動系通信市場について、今回の競争評価において、音声通信とデータ通信を分けて分析を試みた点については、今後の市場動向をとらまえても有意義であると考えますし、継続的な情報収集と分析が必要と考えます。</li> <li>データ収集については、継続的に正確な分析及び評価を行うにあたっては、データ項目の対象範囲や定義付け等の前提条件を共通化することが必須となりますが、各事業者からのアンケート形式で不十分な場合には、電気通信事業報告規則などの見直しを含めた制度面での整備も視野に入れることが必要と考えます。</li> <li>また、評価にあたっての勘案要素として挙げられている通り、急速に変化する移動系通信市場の動向を捉えるためには各種施策やサービス、端末等の動向分析が重要と考えますが、今後想定される動向について経時的な実態を把握するため、以下の要素も考慮していただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ MNOとMVNOについては、MNOとしての基本データ収集や市場動向の分析を行ったうえで、MVNOも含めた需要面での市場分析、MVNO市場に対するサービス提供シエアの分析を行うなど段階的な取り組みが必要と考えます</li> <li>➤ データ通信専用端末の分析についても継続的な取り組みが有効と考えていますが、利用形態が多岐にわたっていることから、データカード・USB型、モバイルWi-Fiルーター、タブレット端末(3G/LTE/Wimax/PHS対応モデル)、MtoMのモジュール/フォトフレーム/ゲーム機に関しては、別々のデータ集計とシエア分析をするなどの取り組みが必要と考えます</li> <li>➤ また、回線契約に紐付かないWi-Fi通信専用モデルといった端末(電子書籍、ゲーム機、タブレット)についても、通信市場との関係性の分析が必要と考えます</li> </ul> </li> </ul>
		<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2-2 SIMロック解除の状況</p> <p>(1) 移動系通信事業者は、自社が販売する端末の一部について、自社が発行するSIM (Subscriber Identity Module) カード(携帯事業者が発行する利用者識別用のICカード)が差し込まれた場合にのみ端末が動作</p>

<p>第1編第1章 移動系通信</p>	<p>28頁</p>	<p>するよう設定している(SIM ロック)。</p> <p>(2) 移動系通信事業者によるSIMロック解除の自主的取組はNTTドコモ及びソフトバンクモバイルにおいて2011年度末時点でSIMロック解除可能な端末の種類数は当該年度に販売された種類数145のうち80(55.2%)となっている(図表1-26)。略</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【図表1-26 端末の種類数及びSIMロック解除可能な端末の種類数】にて示されている通り、事業者ごとに対応状況が大きく異なっていることが顕著になっていることから、(2)には「自社が販売する全ての端末についてSIMロック解除を可能とする事業者や端末の一部についてのみ対応を可能とする事業者、全ての端末に対してSIMロックをかけない(SIMフリー)事業者がいるなど、対応状況が大きく異なっていることに留意する必要がある」などの追記を行う必要があると考えます。</li> </ul>
		<p><b>【総務省案】</b></p> <p>2-2 SIMロック解除の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>総務省では、海外渡航時や番号ポータビリティ制度の利用時など、利用者のSIMロック解除に対する要望を踏まえ、2010年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」を策定している(注)。</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、同アンケート結果によれば、今後、SIMロック解除を利用する意向を有する者の割合は低いもの(16.27%)、引き続き今後の動向を把握していくことが必要である(p73)。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のSIMロック解除に対する要望を踏まえ実現された施策であることを鑑みれば、SIMロック解除を利用する意向を有する者の割合が低い原因や理由等の調査、分析を行うべきと考えます。その際、海外の普及状況や動向との比較をすることも有益と考えます。</li> <li>・また、供給サイドの営業戦略といった事業者側の要因についても、評価の対象にする必要があると考えますし、新興事業者である当社の立場からは、既存大手3事業者との間で共通した周波数帯を利用していないこと</li> </ul>

第1編第1章 移動系通信	30頁	<p>や、端末の調達供給関係も端末の流動化が進まない構造的な課題であると認識しています。</p> <p><b>【総務省案】</b>  2-3 番号ポータビリティの状況  (2) 主要事業者3社の番号ポータビリティによる転出入状況を見ると、ソフトバンクモバイルの転入超が続いているほか、KDDIも2011年第4四半期以降、転入超となっている一方、NTTドコモは転出超が続いている。  (3) なお、利用者アンケート結果によれば、番号ポータビリティを利用したことがある人(1回又は複数回)の割合は、13.66%と現時点においては低い状況となっているが(p74)、番号ポータビリティの利用状況を見ると(図表I-30)、2012年6月末時点で、累計1,622万件(対前年度同期比28%増)となっており、引き続き増加している。</p> <p><b>【意見】</b>  ・ 番号ポータビリティの動向を正確に把握するためには、利用者の購買動機に最も大きな影響を及ぼすと想定されている各事業者のキャンペーン内容(番号ポータビリティ利用時のキャッシュバック金額や実施時期等)についても勘案要素として、利用者アンケートの質問項目に含めるなどの調査、分析する必要があると考えます。</p>
第1編第1章 移動系通信	33頁	<p><b>【総務省案】</b>  2-4-1 移動系と固定系の連携サービス  (1) 現在、スマートフォン等の普及に伴い、移动通信トランスポートの固定通信網へのオプロードの取組も移動系通信事業者により進められているところであるが、このような中、移動系通信事業者の一部(注)では、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、移動系と固定系の連携サービスを展開し始めている。  (注) 主要事業者のうち、NTTドコモ以外のKDDI及びソフトバンクグループがスマートフォン向けに移動系と固定系の連携サービスを提供し始めている(スマートフォンの料金を割引)。  (2) これらのサービスは提供が開始されたばかりであるが、移動系通信市場と固定系通信市場にまたがるサービスであることから、今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスへの移動系通信市場に与える影響について注視していくことが必要である。</p>

第1編第1章 移動系通信		<p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動系と固定系の連携サービスについては、固定系サービスの移動系通信市場に与える影響だけでなく、移動系サービスの固定系通信市場に与える影響もあわせて分析することや、事業グループ内で閉じた提供形態になっていないか、特定の事業者に対し優位的または排他的な提供条件になっていないか等、市場を跨る多角的な分析が必要と考えるため、今後の戦略的評価の対象として詳細な分析を実施することが望ましいと考えます。</li> </ul>
第1編第1章 移動系通信	63頁	<p><b>【総務省案】</b> 第3節 競争状況の評価 (料金及びサービス)</p> <p>3. 料金については、料金プランの多様化や各種キャンペーンによる競争が行われているほか、MVNO による低速度低料金などの新たなサービスも登場しており、MNO 事業者に対する料金競争圧力となり得る状況にある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>MVNO の低速度低料金サービス等の新サービスにより、新たな市場需要の開拓や特定の利用者への需要喚起に寄与しているとは考えますが、まだニッチ市場の域を超えていないと推測します。現状のコンシューマ市場の実態としてはブランド力や販売体制が確立された MNO 間によるキャンペーン等のゼロサムの競争が主流であり、MVNO の料金戦略が MNO に対する料金競争圧力となり得るほどの対等な市場競争になっていないと難しい状況と考えるため、当該箇所の記述は将来的な可能性としての言及までに留めておくことが適当と考えます。</li> </ul>
第1編第1章 移動系通信	64頁 65頁	<p><b>【総務省案】</b> 第3節 競争状況の評価 (評価)</p> <p>6. 上記のような状況を勘案し、移動系通信市場(音声通信、データ通信)における市場支配力に関しては、 ① NTT ドコモのシェアを見ると依然として高いが、近年減少傾向にあること、平均月次増加率や番号ポータビリティ</p>

<p>第1編第2章 データ通信 (固定系)</p>	<p>17頁</p>	<p>ディの状況などを踏まえれば、市場支配力を行使し得る地位は低下している傾向にあると考えられる。</p> <p>② 一方、上位3事業者のシェアは、2011年度末時点で93.5%(対前年度末比1.0ポイント減)と依然として高い水準にあり、HHIも減少傾向にあるが3,268となっており、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。</p> <p>③ しかしながら、スマートフォン等の販売などにおける移動系通信事業者によるキャンペーンの展開状況、料金面におけるMVNOによる潜在的な競争圧力の存在、上位下位レイヤー等との連携サービスなどの各社の取組状況などを踏まえれば、NTTドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の傾向からNTTドコモの市場シェアが微減しているとはいえ、平均月次増加率が低下傾向にあっても、平成23年度の純増数:約212万、平成24年4月～7月末時点の純増数:約42万(※出所:TCAの事業者別契約数)と契約者数は依然として増加傾向にあり、6,000万契約(平成24年7月末時点:携帯契約数シェア約46%)を超える巨大な顧客基盤を有する事業者には相違ないことから、現在においても市場支配力を行使し得る地位は低下していないと考えます。</li> <li>・ また、「複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使用する可能性は低い」状況との評価がありますが、既存大手3事業者のグループ化が進んでいること、キャンペーンなど販売促進活動は資金力に優れた上位3事業者が優位なこと、またシェアの推移の太宗からは寡占状態は変わっていないため、新興事業者やMVNOが成長しづらい市場環境になっていると考えますので、その点の言及も必要と考えます。</li> </ul> <p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2節 固定系ブロードバンド市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第2項 評価に当たっての勘案要素の分析</p> <p>2-1 固定系と移動系の連携サービスの動向</p> <p>(1) 現在、スマートフォン等の普及に伴い、移動通信トピックの固定通信網へのオフロードの取組みも移動系通信事業者により進められているところであるが、移動系通信事業者の一部では、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、固定系と移動系の連携サービスを開始し始めて</p>
-----------------------------------	------------	--

		<p>いる。</p> <p>(2) これらのサービスは提供が開始されたばかりであるが、移動系通信市場と固定系通信市場にまたがるサービスであることから、今後、将来的な市場の画定の在り方も視野に入れつつ、同サービスの移動系通信市場に与える影響について注視していくことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォン普及などによる移動通信トラフィックの急増対策としては、ネットワークの高速化とともに、固定通信網等へのオプロードが重要となります。移動系通信事業者が提供を始めている、固定系ブロードバンドとスマートフォン向けのデータ通信を組み合わせたサービスにおいては、固定系と移動系の連携サービスが生み出す双方向でのレバレッジ効果や市場に与える影響について、戦略的評価のテーマに挙げるなどして、利用者動向も含めてより詳細な分析を実施することが必要と考えます。</li> <li>・ また、KDDI殿やソフトバンクモバイル殿といった第2種指定事業者(ソフトバンクモバイル殿は今後指定される見込み)が自社グループ内の事業者と連携して、市場を跨ぐサービスを提供することによる横断的、総合的な市場支配力の影響についても、引き続き注視していく必要があると考えます。</li> </ul>
<p>第1編第2章 データ通信(固定系)</p>	<p>21頁 61頁</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2節 固定系ブロードバンド市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第3項 競争状況の評価 (評価)</p> <p>4.(中略) しかしながら、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にあり、NTT東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われていること等も踏まえれば、NTT東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>第3節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第3項 競争状況の評価 (評価)</p>



<p>第1編第2章 データ通信 (固定系)</p>	<p>42頁</p>	<p>8. (中略) 第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり、都道府県別の分析結果(NTT 東日本による光ファイバの貸出状況、料金水準)の他、NTT 東西以外の事業者による固定系と移動系の連携サービスの開始など、新たなサービス競争が行われ始めていること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にあり」並びに「第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数の増加率が鈍化しつつあり」といった記述では、第一種指定電気通信設備に係る規制措置によりFTTH契約数の増加率が鈍化しているようにも読み取れるため、誤解をまねくことがないような表現に変更した方がよいと考えます。</li> <li>・ また、FTTHの契約数の増加率が鈍化傾向にある理由については、移動系サービスの拡大傾向との相関関係、料金面等について引き続き分析する必要があると考えます。</li> </ul>
<p>第1編第2章 データ通信 (固定系)</p>	<p>42頁</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第3節 FTTH市場の分析及び競争状況の評価</p> <p>第1項 基本データの分析</p> <p>1-2 事業者別シェア及び市場集中度</p> <p>(4) なお、スマートフォン等の移動系データ通信の伸びに伴い、NTT東西のFTTH純増数は減少傾向となっており、他業種との業務提携によるサービス展開が行われるなど、回線サービスの収益力が低下している点に注意が必要である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動系データ通信の伸びによってNTT東西のFTTH純増数が減少傾向にあるとの評価については、固定系ブロードバンドとスマートフォン向けのデータ通信を組み合わせたサービスが提供されるなど、連携したサービス提供が双方向でのレバレッジ効果を生み出している可能性もあることから、回線サービス自体の収益力の低下及び他業種との相互関係の実態について、より詳細な分析を実施することが必要と考えます。</li> </ul>

<p>第1編第2章 データ通信 (固定系)</p>	<p>72頁</p>	<p><b>【総務省案】</b>  第4節 ISP (固定系) 市場の分析及び競争状況の評価  第2項 競争状況の評価  (今後の留意事項)  4. インターネット接続サービスは、回線サービスとセットで提供されている形骸が多いことから、固定系ブロードバンド市場やFTTH市場との相互関係について引き続き注視していくことが必要である。</p> <p><b>【意見】</b>  ・ インターネット接続サービスにおいて、固定系ブロードバンド市場やFTTH市場との相互関係について注視していくことは適切と考えます。更に、ISP が移動体系アクセスを含めてサービスの提供を行っているかどうか等、移動系ブロードバンド市場との関係についても留意する必要があると考えます。</p>
<p>第1編第3章 音声通信 (固定)</p>	<p>15頁</p>	<p><b>【総務省案】</b>  第2節 固定電話市場の分析及び競争状況の評価  第1項 基本データの分析  1-3-2 接続料  (3) また、新型直収電話サービスを提供する場合、NTT東西の未利用のメタル加入者回線(いわゆるドライカッパ)を利用することが必要であり、競争事業者はNTT東西に対しドライカッパの接続料を支払う。この接続料の推移を見ると、2010年までは上昇傾向にあり、2011年に低下したものの、2012年は小幅ながら上昇している。</p> <p><b>【意見】</b>  ・ 2011年の接続料低下は、接続料算定の見直し(土木設備の耐用年数)によるものであり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展する中、需要が減少することで、需要減少に応じたコスト削減の実施及び抜本的な接続料算定の見直しが実施されない限り、今後もドライカッパ接続料は大幅に上昇することは確実です。  ・ したがって、「2011年については接続料算定の見直しにより一時的に低下した」ことを追記いただき、今後も接続料の上昇が見込まれること、並びに競争環境へ多大な影響を与える可能性があるため、引き続き注視し</p>

<p>第1編第3章 音声通信 (固定)</p>	<p>21頁</p>	<p>いく必要があると考えます。</p>
<p><b>【総務省案】</b>  第2節 固定電話市場の分析及び競争状況の評価  第2項 評価にあたっての勘案要素の分析  2-2 NTT東西加入電話による固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話市場(NTT東西加入電話、直収電話、CATV電話及び0ABJ-IP電話)における契約数のNTT東西のシェアは2011年度末時点で79.2%となっており、引き続き減少傾向にあるもの、依然として高い水準にある。同市場については、0ABJ-IP電話(主にFTTH)のみ増加傾向にある一方(全体に占めるシェアは36.8%)、NTT東西加入電話(メタル回線)のシェアも依然として55.1%となっており、メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想される中、NTT東西は設備面で見ても高いシェア(メタル回線の設備シェアは99.8%(2011年度末時点))を有するなど、固定系ブロードバンド市場へのレバレッジの可能性について懸念があるところである</li> </ul> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メタルから光ファイバへのマイグレーションの進展が予想されるのは、PSTNからNGNへのマイグレーションによるものであり、これは加入電話と重畳するADSLは事業基盤を失うことと同義であるため、ADSLからFTTHへのマイグレーションも同時に進行することを、注視すべき事項として記載いただく必要があると考えます。</li> <li>これは、PSTNサービス(加入電話、ISDN、ADSL等)においてNTT東西が有する巨大な顧客基盤、およびPSTN廃止に伴いサービス(マイライオン、ドライカッパ電話、ADSL等)が継続できなくなる事業者の顧客基盤の両方を、NTTが自社のFTTHや0ABJ-IP電話に移行させることによる独占回帰が懸念されることを示しており、メタル・PSTNで築かれたサービス競争が後退することなく、公正な市場競争が担保される環境であるかどうか、引き続き注視していく必要があると考えます。</li> </ul>		

以上